

仙台高等専門学校の課外活動の在り方に関する方針

令和2年4月8日制定

1. 課外活動の意義と在り方

本校における課外活動は学校教育の一環として行われるものであり、学校の指導のもとに学生の自発的な活動を通して、その人間形成を助長し、将来の社会生活の基盤を築くとともに、本校教育の目的達成に資するものである。そのため、本校は学生の課外活動に対し、競技の危険度や学生の健康、技能レベルに配慮しつつ、学生の活動内容に注意を払い、学生の活動における安全への配慮を徹底しながら、その活動を支援する。また、学生の生活スタイルやニーズ、顧問教員の業務負担等を考慮した持続可能な運営体制を目指しつつ、常に学生と教職員が協力してより優れた形にその運営体制を改善していくことを理想とする。

2. 課外活動の年間計画等の策定

課外活動が、学生の心身の健康管理、事故防止等を踏まえた上で、適正に行われていることを校長が把握し、必要に応じて指導・是正を行う等ができるように、顧問教員及び学生主事は校長に対し、活動計画の提出及び活動報告を行うものとする。

- (1) 顧問と学生は合意の上、年間活動計画(活動日と活動時間・参加予定の大会・コンテスト等)、並びに毎月の活動計画及び活動報告書(活動日時・場所・内容等)を作成し、学生主事に提出する。
- (2) 学生主事は、提出された年間活動計画、毎月の活動計画及び活動報告書を取りまとめ、適宜、校長に報告する。
- (3) 校長は、学生主事の報告に基づき、適宜、指導・是正等を行う。

3. 課外活動の休養日等の設定

学生が学業、課外活動、学校外の活動、休養等のバランスの取れた生活を送ることができるように、また学生の発育発達段階に応じた練習効果を有効的に得られるように、課外活動の休養日及び活動時間を適切に設定する。

- (1) 学期中は、原則として、平日、週末にそれぞれ一日、休養日を設ける。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。また、月一日は学校指定の休養日を設ける。
- (2) 一日の活動時間は、平日は2時間、学校の休業日(長期休業期間を含む)で3時間を目安とする。
- (3) 大会前の強化期や合宿を行った場合は、週・月単位で活動時間や休養日を適切に調整する。
- (4) 定期試験の一週間前から試験終了までは原則活動を行わない。
- (5) 長期休業中の活動は学期中に準ずる。

4. 課外活動の運営について

課外活動が適正に行われるよう、顧問教員は以下の点に留意する。

- (1) 指導に当たっては、学生の希望や能力に応じて、適切に行う。体罰・活動の強要は、いかなる理由があっても決して行わない。
- (2) 保護者の理解と協力を得るために、顧問教員は指導の方針および学生の活動に関連する情報(活動時間、大会等の日程、部費等の徴収等)を保護者に連絡する。